

箱崎地区

広島県告示第1128号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第5項
第2号の規定によって、第二種箱崎漁港区域内の次の区域を
指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成17年10月13日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 区域

箱崎漁港箱崎A号防波堤、基点一から基点二を結んだ線、
箱崎漁港箱崎東防波堤、基点三から基点四を結んだ線、箱
崎漁港箱崎北防波堤及び陸岸により囲まれた水域

2 点の位置

基点1 箱崎漁港箱崎A号防波堤上に設置された金属標
(福山市内海町字箱崎地先)

基点2 箱崎漁港箱崎東防波堤南端に設置された金属標
(福山市内海町字箱崎地先)

基点3 箱崎漁港箱崎東防波堤北端に設置された金属標
(福山市内海町字小箱地先)

基点4 箱崎漁港箱崎北防波堤上に設置された金属標
(福山市内海町字小箱地先)

3 指定物件

漁船を除く船舶

4 指定する日

平成17年11月1日

